

財団法人愛知県老人クラブ連合会寄附行為

昭和61年 8月28日

昭和62年 1月17日 一部改正

平成4年 5月 8日 一部改正

平成18年 7月 4日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人愛知県老人クラブ連合会という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を、名古屋市中区丸の内二丁目4番7号愛知県社会福祉会館内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、県内の老人クラブ活動の推進を図り、もって老人福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人クラブの組織及び活動の強化推進のための調査研究並びに老人福祉大会及び各種研修会等の開催
- (2) 老人クラブ会員の健康の保持及び増進のためのスポーツ大会等の開催
- (3) 老人クラブ会員の生きがい対策に関する余暇及び趣味活動、感謝友愛活動並びに社会奉仕及び社会参加活動の推進
- (4) 老人クラブ会員に対する交通安全教育の推進
- (5) 老人の日及び老人週間に関する広報並びに機関紙の発行
- (6) 老人福祉関係者の報労及び顕彰
- (7) その他目的達成のため必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 各老人クラブ連合会からの会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金及び寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ、愛知県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画、予算、事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を得、評議員会の承認により定め、愛知県知事に提出しなければならない。

2 この法人の事業報告及び収支決算は、会計年度終了後2月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を得、理事会の議決及び評議員会の承認を経て、愛知県知事に提出しなければならない。

(特別会計)

第11条 この法人は、理事会の議決を得、評議員会の承認を得て、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第11条の2 この法人が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の借入れを除き、理事会及び評議員会の議決を経て、愛知県知事へ届け出なければならない。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第3章 役員

(定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 22名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、5名を副会長とする。

3 理事のうち1名を常務理事とすることができる。

(選任)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長及び副会長は、評議員会において選任する。

3 常務理事は、理事の中から会長が指名する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事は、理事会を組織し、この法人の会務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき

は、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受けて、常務を処理する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は愛知県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意により解任することができる。

(報酬)

第18条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項
(招集等)

第21条 理事会は、会長が招集し、その議長は、会長がこれに当たる。

2 理事会は、毎年2回これを開く。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

3 会長は、理事の3分の1以上又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。
(定足数)

第22条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

(議決)

第23条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 理事会にやむを得ない理由のため出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項

(5) 議事の経過

- 2 議事録には、出席理事の中からその会議において選出された議事録署名者2名以上が、議長とともに署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第26条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員は、45名以上50名以内とする。
- 3 評議員は、次に掲げる者の中から理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (1) 老人クラブ連合会会長
 - (2) この法人の女性部会の構成員
 - (3) 社会福祉関係公務員
 - (4) 社会福祉関係団体関係者
 - (5) 学識経験者
- 4 第16条及び第17条の規定は、評議員の任期及び解任について準用する。この場合において、第16条及び第17条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成)

第27条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の権能)

第28条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項につき会長の諮問に応じて調査審議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業報告に関する事項
- (3) 重要規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(招集等)

第29条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

3 評議員会は、毎年2回これを開く。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

4 会長は、評議員定数の5分の1以上又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求があった日から30日以内に、これを招集しなければならない。

(定足数)

第30条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

(議決)

第31条 評議員会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第32条 評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第33条 第25条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 名誉会長及び顧問

(委嘱等)

第34条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 名誉会長は、重要事項について会長の諮問に応じる。

4 顧問は、会務について会長の諮問に応じる。

第7章 会員

(会員)

第35条 この法人の会員は、老人クラブ連合会とする。

2 会員は、会費を納付しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、会員及び会費に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為を変更をしようとするときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、評議員会において評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の認可を受けなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、評議員会において評議員の4分の3以上の同意を得て、愛知県知事の許可があったとき解散する。

2 解散に伴う残余財産の処分は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、評議員会において評議員の4分の3以上の同意を経て、愛知県知事の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第10章 雑則

(委任)

第39条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得、評議員会の承認を得て、別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第14条第1項から第3項まで及び第25条第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第16条第1項及び第25条第4項の規定により準用する第16条第1項の規定にかかわらず、昭和62年5月31日（評議員にあっては昭和63年5月31日）までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第19条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、昭和62年1月17日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、平成4年5月8日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。
ただし、変更後の第13条の規定については、次の役員を選任するときから適用する。